

第22回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年6月30日(木) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 嗟 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 村 田 直 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 7 | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について |
| 日程第 8 | 報告第 3 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 9 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 10 | 議案第 2 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 11 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 12 | 議案第 4 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 13 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 14 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第22回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

今月に入り天候が不順となり、収穫作業が始まったものの順調に進まない状況に気を揉むことが多いと思います。また酪農情勢は肥料価格の70%相当の値上げと資材価格の上昇など明るいニュースが何もありません。先月末に全国会長大会出席にあわせ、地元選出議員の要請活動などを行ってききましたが、全国的には選挙の前ではありましたが前向きな話が何もありませんでした。また農林水産省との意見交換会でも新しい対策の話がありませんでした。このような情勢から懸念されるのは離農が増えることなど心配される方が多いと思います。

さて、本日は報告3件、議案5件となっております。慎重審議をお願いして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、5番百々委員、6番山下委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この度の届出は、相続による権利の取得1件でございますが、整理番号1の届出人は、厚岸町〇〇〇丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇〇で、故 〇〇〇〇〇名義の農地について、令和〇年〇月〇〇日付けで権利の取得をしたものでございます。今回の届出により取得した農地は、茶内西〇線〇〇〇番〇ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇.〇〇㎡でございますが、詳細につきましては、議案書2ページ、3ページ及び議案関係資料1ページ、記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、ご報告申し上げますので御承認くださるようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、整理番号1は、苫小牧市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号、〇〇〇〇が、〇〇〇〇より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は姉別基線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇〇m²、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上のとおり、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第2号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第8 報告第3号 農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第3号 農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う2件の調整報告であります。整理番号1は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇より令和〇年〇月〇〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったものでございますが、現地調査につきましては、〇月〇〇日に農地部会6名の委員と押切委員により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、〇〇〇〇〇万〇〇〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、

関係者からの了承を得ることができました。土地の詳細につきましては、議案書7ページ、8ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に整理番号2は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇〇より令和〇年〇月〇〇日付けで賃貸借によるあっせんの申し出があったものでございますが、現地調査につきましては〇月〇〇日に農地部会6名の委員と押切委員により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、〇〇万円となりましたが、利用協議の調整が整わず不成立となり農地法3条による賃貸借を行うこととなりました。土地の詳細につきましては、議案書9ページ、10ページ及び議案関係資料3ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから、整理番号1と2について、質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

議長 特にないようなので、これから、議案1号の質疑を行います。本案については、整理番号4-13号で〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号4-10から4-12の審議を行い、その後、整理番号4-13の審議を行いたいと思います。

それでは、これから議案第1号の質疑を行います。

まず、浜農委4-10号について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、浜農委4-11号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、浜農委4-12号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委4-10号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、浜農委4-10号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委4-11号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、浜農委4-11号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委4-12号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、浜農委4-12号は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4-13号の質疑を行います。〇〇〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、浜農委4-13号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、浜農委4-13号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委4-13号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第10 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、整理番号1は、苫小牧市〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇号、〇〇〇〇が、〇〇〇〇より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は姉別基線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇m²、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添え

いたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第2号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、使用貸借による権利の設定4件、賃貸借による権利の設定6件、合計10件の許可申請でございますが、整理番号1の権利の設定をする者は、姉別北〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇、対象地は姉別北〇線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡で、この土地を姉別北〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇に使用貸借による権利の設定、

次に整理番号2の権利の設定をする者は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇、対象地は姉別基線〇〇〇番〇ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇〇〇〇㎡で、この土地を姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に使用貸借による権利の設定、

次に整理番号3の権利の設定をする者は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇、対象地は姉別南〇線ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇〇㎡で、この土地を姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に使用貸借による権利の設定、

次に整理番号4の権利の設定をする者は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇、対象地は姉別南〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇〇㎡で、この土地を

姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に使用貸借による権利の設定、

次に整理番号5の権利の設定をする者は、苫小牧市〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、対象地は姉別基線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇〇㎡で、この土地を姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号6の権利の設定をする者は、熊牛基線〇〇番地、〇〇〇氏、対象地は浜中基線〇〇〇番〇ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇〇㎡で、この土地を熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号7の権利の設定をする者は、熊牛基線〇〇番地、〇〇〇、対象地は浜中基線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇〇㎡で、この土地を熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号8の権利の設定をする者は、熊牛基線〇〇番地、〇〇〇〇、対象地は熊牛東〇線〇番、〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇〇㎡で、この土地を熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号9の権利の設定をする者は、釧路市美濃〇〇線〇〇〇番地の〇〇、〇〇〇〇、対象地は浜中基線〇番ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号10の権利の設定をする者は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇、対象地は厚陽〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇〇〇〇㎡で、この土地を茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定を行うものです。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当委員より補足説明を受けます。

まず、整理番号1から5について、2番押切委員、お願いします。

押 切 委 員

整理番号1については、〇〇〇〇〇〇が経営移譲により〇〇〇〇〇〇に使用貸借するものですが、今後も積極的に経営を行うこととしますので使用貸借することに問題は無いと思います。

整理番号2については、〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に使用貸借するもので、こちらについても有効に使用することとしますので使用貸借することに問題無いと思います。

整理番号3については、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に使用貸借するもので、こちらについても有効に使用することとしますので使用貸借することに問題無いと思います。

整理番号4については、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に使用貸借するもので、こちらについても有効に使用することとしますので使用貸借することに問題

無いと思います。

整理番号5については、〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇に使用貸借するもので、こちらについても有効に使用することとしますので貸貸借することに問題無いと思います。

議 長

ありがとうございました。

次に、整理番号6から8について、5番百々委員お願いします。

百々委員

整理番号6と7は同じ〇〇〇〇のため合わせて説明させていただきます。

〇〇〇〇については毎年相当量の牧草を購入しているということです。それが一時的に解消されるため貸貸借することには問題無いと思います。

整理番号8については、〇〇〇〇と隣接地ですので有効活用されることから貸貸借することに問題無いと思います。

議 長

ありがとうございました。

次に、整理番号9について、1番嵯峨委員お願いします。

嵯峨委員

整理番号9については、〇〇〇は安定的に経営しているため貸貸借することに問題無いと思います。

議 長

ありがとうございました。

次に、整理番号10について、6番山下委員お願いします。

山下委員

整理番号10については、〇〇〇〇〇〇〇〇は何ら問題なく農地を使用するため貸貸借することに問題無いと思います。

議 長

ありがとうございました。

これから、議案第3号の質疑を行います。本案については、整理番号10で〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号1から9の審議を行い、その後、整理番号10の審議を行いたいと思います。

それでは、これから議案第3号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。
1番嵯峨委員。

嵯 峨 委 員

〇〇〇が契約書に不備があるため1年間の短い期間ということですが、詳細について教えて下さい。

長 島 主 事

土地改良を行う際に〇〇〇が負担を追う可能性があるため、自分が不利になる契約をして良いのかどうか契約を見直す期間としたいとのことです。

今回の契約については国の様式を使用しているが、〇〇〇が自分で作成し、完了次第事務局に報告するとのことでした。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号8の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号9の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号8を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号9を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号9は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号10の質疑を行います。〇〇〇〇委員につきましては、ここで
退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号10について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号10を採決いたします。お諮りします。
整理番号10は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号10は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2と3の質疑を行います。〇〇〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号2について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に整理番号3について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第13 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第5号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は所有権移転2件、利用権移転3件、賃貸借2件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1～2は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇からの所有権の移転で、整理番号1の対象地は、姉別南〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇に売買による権利の移転、

次に整理番号2の対象地は、姉別南〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇㎡で、この土地を姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇に売買による権利の移転、

次に整理番号3は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇からの利用権の移転で、対象地は、茶内西〇線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の移転、

次に整理番号4は、浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇からの利用権の移転で、対象地は、浜中基線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇㎡で、この土地を、浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の移転、

次に整理番号5は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇からの利用権の移転で、対象地は、姉別南〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇㎡で、この土地を姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の移転、

次に整理番号6～7は、西円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇からの賃貸借で、整理番号1の対象地は、西円朱別西〇線〇〇番、〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を、西円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号7の対象地は、西円朱別西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇㎡で、この土地を西円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、概略につきましては長島主事より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

長島主事

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第5号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長

次回総会について、7月28日、木曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、7月28日、木曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、7月28日、木曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。
これで、第22回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時50分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

5番 百々栄二

浜中町農業委員会

6番 山下康紀